

「認定こども園」制度の概要と現状①

認定こども園制度の概要

「認定こども園」とは

- 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものを 都道府県が認定
 - ①教育及び保育を一体的に提供
(保育に欠ける子どもにも、欠けない子どもにも対応)
 - ②地域における子育て支援の実施
(子育て相談や親子の集いの場の提供)

認定こども園の類型と財政措置

類型	地域のニーズに応じた選択	財政措置	認定数(H20.4.1現在)
幼保連携型		幼稚園と保育所の補助の組合せ	104カ所
幼稚園型		幼稚園の補助制度	76カ所
保育所型		保育所の補助制度	35カ所
地方裁量型		(一般財源)	14カ所
			計229カ所

「認定こども園」制度の概要と現状②

各都道府県の認定状況

都道府県	認定数	都道府県	認定数
北海道	16	滋賀県	3
青森県	1	京都府	0
岩手県	5	大阪府	2
宮城県	1	兵庫県	15
秋田県	12	奈良県	0
山形県	4	和歌山県	2
福島県	5	鳥取県	0
茨城県	5	島根県	0
栃木県	7	岡山県	3
群馬県	12	広島県	7
埼玉県	4	山口県	1
千葉県	8	徳島県	2
東京都	19	香川県	1
神奈川県	12	愛媛県	4
新潟県	2	高知県	3
富山県	2	福岡県	9
石川県	5	佐賀県	8
福井県	1	長崎県	15
山梨県	1	熊本県	1
長野県	7	大分県	5
岐阜県	1	宮崎県	5
静岡県	0	鹿児島県	9
愛知県	4	沖縄県	0
三重県	0	合計	229

幼保連携推進室調べ(平成20年4月1日現在)

規制改革(直接契約・直接補助方式)について

規制改革会議等の考え方

直接契約・直接補助

- 利用者が保育所を選択する直接契約方式の導入
- 認可保育所とそれ以外との間で、利用者負担を公平化する直接補助方式の導入
- 多様な主体の参入、競争を通じ、多様なニーズに応じた保育サービスの提供

育児保険

子育てを広く社会全体で支援するという考え方に立ち、「育児保険」を創設

厚生労働省の考え方

- 【基本認識】
- ・現行制度上も「選択する」仕組みであり、株式会社を含めた多様な主体の参入が可能。
 - ・実際に「選択」できないのは需要が供給を上回っているからであり、まずは供給量の拡大が必要。
 - ・供給量の拡大に当たっては、質の確保が前提。

【直接契約・直接補助方式の問題点】

- 子どもは自ら意志を伝えられないことから、その健全育成を保障するためには、保育の質を確保するための一定の基準や自治体の関与が必要。 <選択の主体(保護者)と利用主体(子ども)は異なる=子どもの視点の重要性>
- すべての子どもの健全育成を保障する国・自治体の責任が後退するおそれ。
 - ・保護者の所得等により、子どもが受けられるサービス(内容・時間)が左右されるため、就学前保育に関する格差が拡大するおそれ。
 - ・採算の取れない過疎地等で、サービスが受けられなくなるおそれ。
- 給付対象・範囲が拡大することに伴い、財政負担が増大。

◎規制改革推進のための3か年計画(改定)(H20.3.25閣議決定)

直接契約・直接補助方式等については、認定こども園の実施状況等を踏まえ、保育所において一体的に導入することの可否について、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築していく中で検討

「保育」をめぐる議論の動きについて

1 経済財政諮問会議における議論の動き

【保育関係（4月23日）】

◆ 利用者の立場に立ち、保育サービスの規制改革を行う

- ① 保育サービスを「措置」から利用者の「選択」に転換する
- ② 認定こども園等の「二重行政」を解消する
- ③ 保育所の調理室必置や面積等の最低基準を地域に委ねる
- ④ 保育ママ制度の資格要件を緩和する

◆ 財源のあり方を議論する

「新待機児童ゼロ作戦」によって、3歳未満児15万人の保育サービスを増やすためには、財源の手当てが不可欠である。サービスの効率化を進めるとともに、それでも不足する保育サービスの量的拡充・質の向上のための費用については、税制の抜本改革に向けて、財源のあり方の議論を行うべきである。

【福田総理発言】

- 長年の懸案がある保育サービスに係る規制改革については、利用者の立場に立って、年内に結論を出してほしい。
- 財源の在り方は、社会保障国民会議の議論も踏まえ、抜本的税制改革において検討することとしたい。

【認定こども園関係（5月23日）】

◆ 厚生労働省と文部科学省の予算を統合した「こども交付金」を導入し、認定こども園（保育所型や幼稚園型を問わない）に助成する自治体に対し、包括的な交付金として交付する。

【福田総理発言】

- 交付金を含めて、利用する子どもの立場に立った抜本的な解決策を関係閣僚に早急に検討。（夏頃までに取りまとめ）

2 地方分権改革推進委員会における議論の動き

第一次勧告（原案）
（平成20年5月22日）

【認定こども園制度】

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。

【幼保一元化に向けた制度改革】

- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

【福祉施設に関する基準】

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

【認可権限の移譲】

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

→ 6月の第3週頃 地方分権改革推進本部 開催

地方分権改革推進委員会における議論の動き

第一次勧告（原案）

- 保育所や老人福祉施設等についての施設設備に関する基準については、全国一律の最低基準という位置づけを見直し、国は標準を示すにとどめ、具体的な基準は地方自治体が地域ごとに条例により独自に決定し得ることとする。

- 保育所について、「保育に欠ける」入所要件の見直し、直接契約方式の採用等についての総合的な検討に着手し、平成20年中に結論を得る。

- 認定こども園制度については、当面、認定等に係る事務手続や会計処理が複雑であるなどの課題に対する抜本的な運用改善方策について平成20年度中に実施に着手する。あわせて、制度の一本化に向けた制度改革について平成20年度中に結論を得る。

- 福祉施設の認可、指導監督等に係る事務については、老人福祉施設並びに児童福祉施設のうち保育所、児童館及び認可外保育施設に関するものは、市に移譲する。

厚生労働省の考え方

- 保育サービスは、子どもにとって良好な育成環境を保証し、保護者の子育て力向上を支援するという児童福祉の側面が重要であり、子どもの立場に立って安心・安全を確保することが最優先。質の低下を招かない方策が不可欠。
- 特に、職員配置については見直しの対象とすることは困難である。
- 平成20年度の科学的・実証的な検証中で、保育の質を維持向上しながら、子どもの機能面に着目した保育環境や空間の性能基準化など新たな基準ができないかどうかについて検討する。

- 「保育に欠ける」要件や直接契約など保育サービスの提供については、社会保障審議会少子化対策特別部会において、次世代育成支援のための新たな制度体系の設計について議論しており、5月20日に新たな制度体系の設計に向けた基本的な考え方をとりまとめたところ。この基本的考え方に基づき、保育の公的性格や特性、財源投入の状況などを踏まえ慎重な議論が必要。

- 認定こども園制度については、本年3月に自治体、施設及び保護者に対する実態調査を行ったところであり、その結果を踏まえて、文部科学省及び厚生労働省において夏までに運用面の改善方策を取りまとめる予定。
- 認定こども園制度のあり方につき、追加財源を確保の上、質の確保に留意しつつ、総合的な検討を行う。

- 移譲された自治体が対応できるかどうかも含め、実施体制の整備等が前提。